

F-15 総合農政下の農家生活

日本女子大農研

好本照子

目的 日本経済は、昭和30年以降、急速な発展をし、一見、豊かな様相を呈しているが、日本経済に固有の重層構造——農業、零細企業、中小企業、大企業の編成と矛盾——は基本的には克服されず、とくに、農業の相対的劣位は所得や生活水準における開差を不可避にしている。昭和36年に施行された農業基本法は、自主経営農家の育成と選択的拡大による農工間の所得格差是正を目的とし、一方、米価算定にさいしては、生産費所得補償方式をとるなど、農政は農民に対し一種の所得政策をとらざるをえなかった。しかし、産業間における発展の不均衡性による社会的矛盾は解決されず、昭和42年から米の過剰問題が表面化し、基本法農政から総合農政への転換がせまられるにいたった。この総合農政下で、北日本の水田単作地帯では、減反政策による休耕を迫られ、稲作と長期出稼の膠着、恒常化によって生産と生活を維持している現実がある。西日本の大都市近郊農村では、資本主義の一層深い影響のもとで、都市化・工業化の波に促進されながら市場条件の有利性をいかにした商業的農業に積極的に取り組む農民の生活がある。この対照的な北日本と西日本の農家生活の実態をあきらかにし、総合農政のもとでの農家生活における問題の諸相を把握することとを目的とする。

方法 北日本では、典型的な水田単作地帯であり、出稼の多い秋田県横手盆地（平鹿郡大森町H部落）、西日本では、京都・大阪に近接した奈良盆地（大和郡山市K部落）の二地帯を選定し、基礎調査、生活調査、福祉関係調査をおこなう。なお、この研究は、文部省科学研究助成による総合研究(A)の中間報告である。